

国立大学法人三重大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人三重大学役員給与規程により、期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果等を勘案し、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額できる。

三重大学は、総合大学として、教育・研究の実績と伝統を踏まえ、「人類福祉の増進」「自然の中での人類の共生」「地域社会の発展」に貢献できる「人材の育成と研究の創成」を目指し、学術文化の受発信拠点となるべく、切磋琢磨することを基本理念とし、学長のリーダーシップの下で、教育や研究の成果を通じた社会貢献の実現、世界一の環境先進大学の実現を目指している。

そうした中で、三重大学の学長は、職員数約2,000名、5学部6研究科(総学生定員数6,756名)及び附属病院を有する法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

三重大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を準用して決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。

また、他の同規模の附属病院を有する総合大学の長の報酬水準と比較した場合においても、地域手当による報酬の差を勘案すると、概ね同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の同規模の法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考ええる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

該当者なし

監事

改定なし

監事(非常勤) (改定なし)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 16,172	千円 11,423	千円 4,206	千円 456 (地域手当) 85 (通勤手当)			
A理事	千円 11,002	千円 7,795	千円 2,870	千円 311 (地域手当) 24 (通勤手当)			◇
B理事	千円 12,948	千円 9,030	千円 3,325	千円 361 (地域手当) 231 (通勤手当)			
C理事	千円 12,766	千円 9,030	千円 3,325	千円 361 (地域手当) 49 (通勤手当)			
D理事	千円 12,740	千円 9,030	千円 3,325	千円 361 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		
E理事	千円 12,740	千円 9,030	千円 3,325	千円 361 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		
A監事	千円 10,022	千円 7,005	千円 2,579	千円 280 (地域手当) 156 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,040	千円 2,040	千円	千円 ()		3月31日	

総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
「地域手当」とは、民間における賃金物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、事務組織・業務の合理化・簡素化を図り人件費の削減を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当大学法人の運営活動に必要な経費の多くが国からの運営費交付金に委ねられていることから、人事院勧告を参考に適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員の勤務成績を考慮し実施している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目		制度の内容																			
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における、職員の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。																				
	勤務成績判定期間(昇給日(1月1日)前1年間)の勤務成績に応じて下表のとおりとしている。																				
	<table><tr><td>極めて良好</td><td>特に良好</td><td>良好</td><td>やや良好でない</td><td>良好でない</td></tr><tr><td rowspan="2">8号給以上</td><td rowspan="2">6号給</td><td>4号給</td><td rowspan="2">2号給</td><td rowspan="2">0号給</td></tr><tr><td>3号給 (管理職層)</td></tr><tr><td>2号給以上</td><td>1号給</td><td>0号給</td><td>0号給</td><td>0号給</td></tr></table>					極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない	8号給以上	6号給	4号給	2号給	0号給	3号給 (管理職層)	2号給以上	1号給	0号給	0号給	0号給
極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない																	
8号給以上	6号給	4号給	2号給	0号給																	
		3号給 (管理職層)																			
2号給以上	1号給	0号給	0号給	0号給																	
	*下段は55歳以上の職員について適用する。																				
本給月額 (昇格)	勤務成績良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格することができる。																				

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- 人事院勧告を参考にして、平成25年4月1日より以下のとおり改定を行った。
 - 平成25年4月1日現在で31歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における昇給を抑制された職員の号給を、昇給抑制の回復措置として、1号給上位に調整した。
- 人事院勧告を参考にして、平成26年1月1日より以下のとおり改定を行った。
 - 昇給日において55歳を超える職員(一般職(二)は57歳を超える職員)の昇給については、その者の勤務成績が「極めて良好」または「特に良好」である場合に限り行い、標準の勤務成績では昇給を停止する。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 1405	歳 44.0	千円 6,301	千円 4,734	千円 80	千円 1,567
事務・技術	人 325	歳 43.5	千円 5,079	千円 3,849	千円 107	千円 1,230
医療職種 (病院看護師)	人 279	歳 34.9	千円 4,659	千円 3,504	千円 41	千円 1,155
教育職種 (大学教員)	人 632	歳 48.7	千円 7,768	千円 5,816	千円 82	千円 1,952
技能・労務職種	人 4	歳 52.5	千円 4,670	千円 3,486	千円 44	千円 1,184
海事職種	人 6	歳 53.3	千円 6,984	千円 5,234	千円 0	千円 1,750
海技職種	人 8	歳 42.1	千円 5,233	千円 3,990	千円 0	千円 1,243
教育職種 (附属高等教員)	人 20	歳 45.0	千円 7,254	千円 5,432	千円 123	千円 1,822
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 44	歳 41.6	千円 6,486	千円 4,882	千円 118	千円 1,604
医療職種 (病院医療技術職員)	人 83	歳 40.5	千円 5,169	千円 3,884	千円 80	千円 1,285
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
寄附講座教員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
産学官連携講座教員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員を除く。

注:常勤職員の医療職種(病院医師)については、該当者がいないため欄を省略した。

注:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」、「寄附講座教員」及び「産学官連携講座教員」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

*「技能・労務職種」とは、自動車運転手、ボイラ技士、検査助手、実験助手、薬剤助手、看護助手、調理師を示す。

*「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、通信士、機関士の業務を行う職種を示す。

*「海技職種」とは、中型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

*「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

*「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員を示す。

*「その他医療職種(看護師)」とは、保健管理センターに勤務する看護師を示す。

*「寄附講座教員」とは、寄附金により運営される講座に所属する教員を示す。

*「産学連携講座教員」とは、企業と共同研究のために運営される講座に所属する教員を示す。

注:在外職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注:教育職種(外国人教師等)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

任期付職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	43	42.7	6,591	6,546	75	45
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	41.0	5,958	5,958	78	0
特任一般職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
特任教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	46.5	7,036	7,036	26	0
寄附講座教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	41.2	7,410	7,410	71	0
産学官連携講座教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
特別教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注:任期付職員(年俸制)の「特任一般職員」、「産学官連携講座教員」及び「特別教員」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

*「特任一般職員」とは、事務・技術のうち、年俸制で雇用される者を示す。

*「特任教員」とは、教育職種(大学教員)のうち、任期を定め、年俸制で雇用される者を示す。

*「特別教員」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員のうち、年俸制で雇用される者を示す。

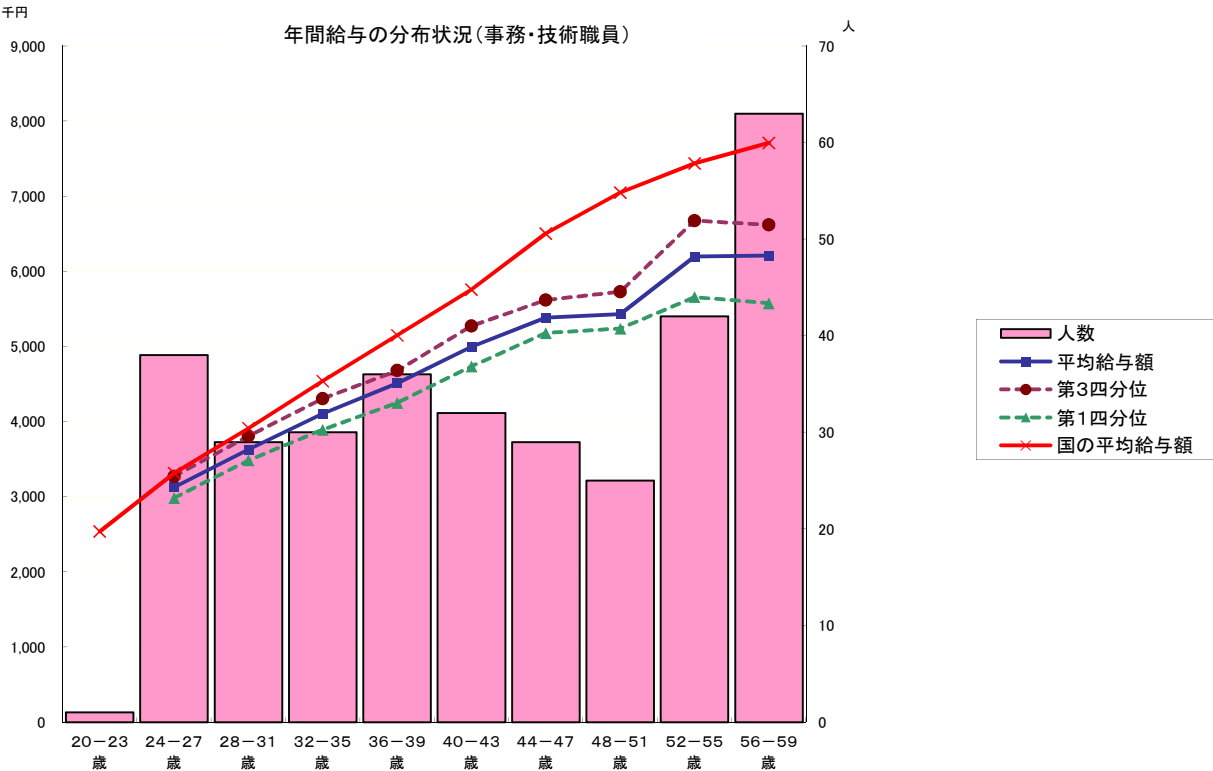
再任用職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	15	63.9	5,347	5,347	97	0
特任一般職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	61.5	3,454	3,454	116	0
特別教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
特任教員 (継続雇用)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	64.5	5,829	5,829	84	0

注:再任用職員(年俸制)の「特別教員」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外記載していない。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	161	34.5	3,324	2,894	68	430
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	20	41.6	2,899	2,215	84	684
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	86	31.8	2,917	2,917	52	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	44.9	4,852	3,623	63	1,229
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	38.1	5,104	3,892	35	1,212
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	37	32.8	3,723	2,815	103	908
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注:非常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外記載していない。

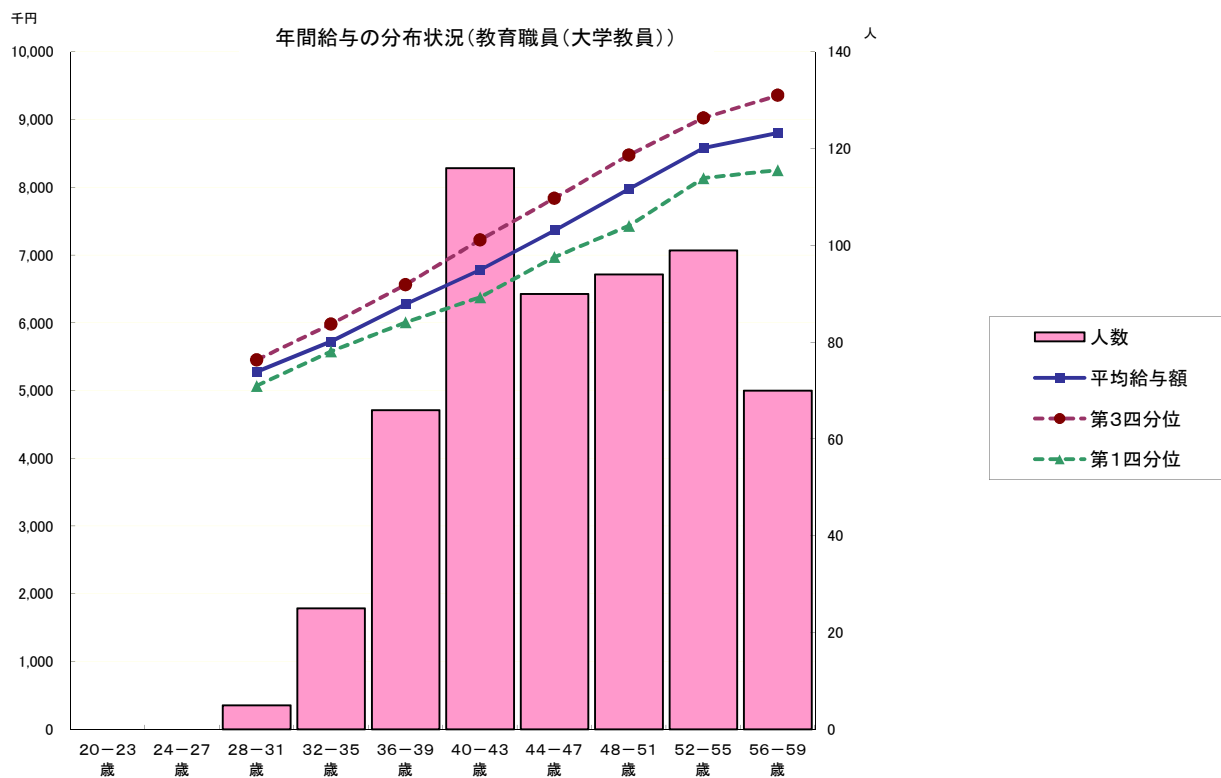
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注:20歳～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。
 (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	5	58.1	7,441	8,373	9,032
副部長	2	—	—	—	—
課長	26	55.3	6,613	6,958	7,191
課長補佐	33	51.7	5,535	5,894	6,220
係長	112	49.4	5,202	5,424	5,812
主任	40	42.2	4,447	4,725	5,110
係員	107	31.6	3,224	3,616	3,976

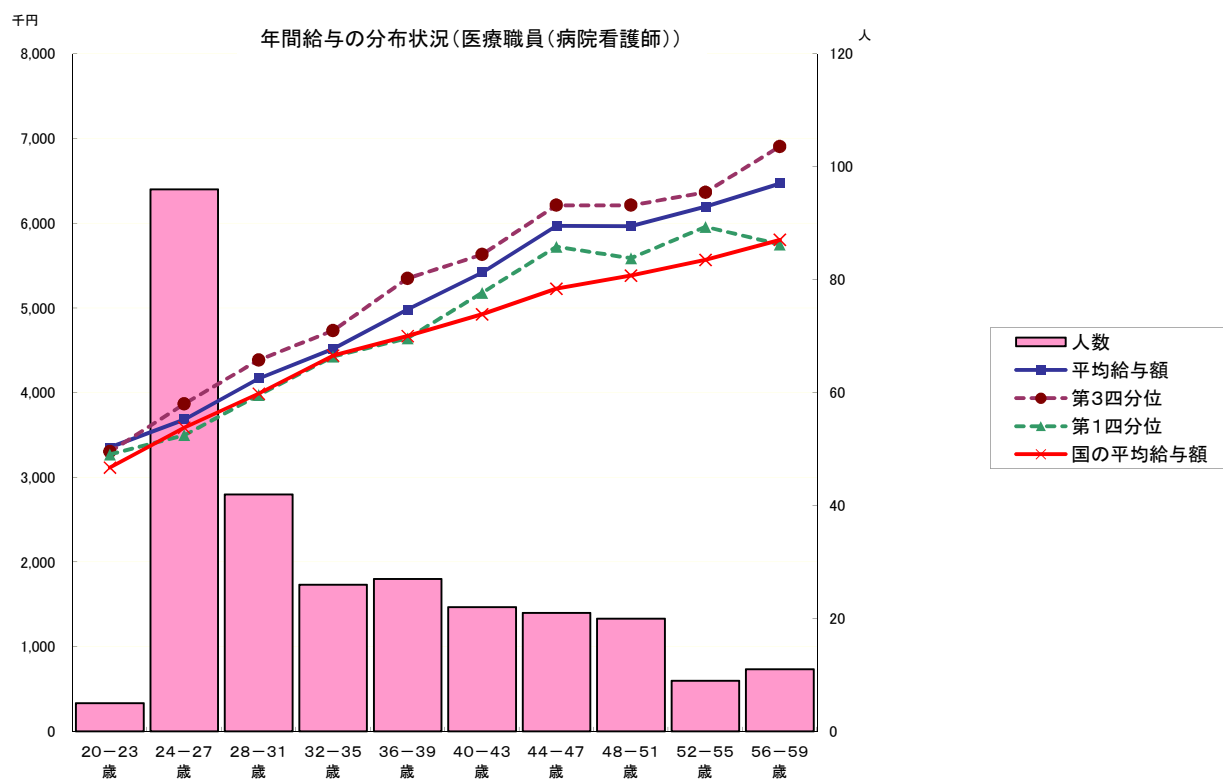
注:副部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。
 注:「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。
 「課長補佐」には、課長補佐相当職である「副課長」、「室長」、「専門員」を含む。



注:20～27歳は、該当者がいないため、年間給与については表示していない。
(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	240	55.4	8,431	8,916	9,360
准教授	187	46.8	6,974	7,381	7,915
講師	70	46.0	7,017	7,237	7,632
助教	131	40.9	5,905	6,194	6,503
教務職員	4	40.3	-	4,713	-

注:教務職員の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	3	53.8	-	6,827	-
看護師長	27	48.8	5,940	6,213	6,581
副看護師長	40	40.3	4,836	5,365	5,852
看護師	208	31.6	3,653	4,218	4,593

注:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		チーム員 (一般職員)	チーム員 (一般職員)	主任・係長	副課長 係長	課長 副課長	次長 課長
人員 (割合)	325人 ()	30人 (9.2%)	77人 (23.7%)	116人 (35.7%)	60人 (18.5%)	26人 (8.0%)	13人 (4.0%)
年齢(最高 ～最低)		30～23歳	56～26歳	59～33歳	59～43歳	59～39歳	59～54歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,609～2,099千円	3,807～2,293千円	4,397～3,046千円	4,677～3,845千円	6,240～4,315千円	6,088～5,290千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,395～2,699千円	4,949～2,998千円	5,826～4,040千円	6,329～5,180千円	8,095～5,890千円	8,031～6,914千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長 次長	局長 部長	局長	局長
人員 (割合)		2人 (0.6%)	1人 (0.3%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		～歳	～歳	～歳	～歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～千円	～千円	～千円	～千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～千円	～千円	～千円	～千円

注：7級、8級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助 教	講 師	准 教 授	教 授
人員 (割合)	632人 ()	4人 (0.6%)	131人 (20.7%)	71人 (11.2%)	186人 (29.4%)	240人 (38.0%)
年齢(最高 ～最低)		52～33歳	63～29歳	57～31歳	63～32歳	63～40歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,887～3,369千円	5,561～3,855千円	6,652～3,839千円	6,521～4,000千円	8,511～5,049千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,197～4,446千円	7,122～5,071千円	8,786～5,073千円	8,837～5,439千円	11,364～6,803千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	279人 ()	該当者なし (%)	208人 (74.6%)	40人 (14.3%)	27人 (9.7%)	3人 (1.1%)	1人 (0.4%)
年齢(最高 ～最低)		～歳	58～23歳	56～27歳	58～40歳	58～51歳	～歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～千円	4,976～2,465千円	4,745～3,074千円	5,289～3,893千円	5,004～4,862千円	～千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～千円	6,660～3,270千円	6,386～4,200千円	7,071～5,375千円	6,908～6,722千円	～千円

注：6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.3	% 65.2	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.7	% 34.8	% 36.2
	最高～最低	% 49.8 ～ 33.4	% 45.8 ～ 31.1	% 47.4 ～ 32.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.2	% 66.0	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.8	% 34.0	% 35.4
	最高～最低	% 42.5 ～ 33.1	% 39.7 ～ 30.1	% 41.0 ～ 31.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.7	% 64.3	% 62.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.3	% 35.7	% 37.5
	最高～最低	% 46.1 ～ 34.1	% 42.7 ～ 31.5	% 44.3 ～ 32.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.7	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 33.3	% 34.6
	最高～最低	% 42.5 ～ 33.0	% 39.7 ～ 30.4	% 40.8 ～ 31.7

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 62.8	% 65.5	% 64.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.2	% 34.5	% 35.8
	最高～最低	% 42.5 ～ 33.9	% 39.7 ～ 30.7	% 41.0 ～ 32.7

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.6

対他の国立大学法人等

94.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

95.6

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

106.6

対他の国立大学法人等

99.9

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	84.6	
	参考	地域勘案	89.2
		学歴勘案	85.6
		地域・学歴勘案	89.9
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.6% (国からの財政支出額 15,894,699千円、支出予算の総額 44,608,622千円:平成25年度予算)		
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円を超えているが、総額に対する割合は35.6%であり、また累積欠損額もないことから給与水準は適切であると考ええる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)		
	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考ええる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
講ずる措置	今後も引き続き適正な給与水準の維持に努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	106.6	
	参考	地域勘案	105.3
		学歴勘案	107.8
		地域・学歴勘案	106.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して本学が講じた給与減額支給措置において、人員確保の観点から医療職員(病院看護師)は適用除外職員であることや国家公務員(医療職俸給表(三)適用者)の構成割合(「平成25年国家公務員給与等実態調査」より)に比べ、本学は「大学卒業以上(最終学歴)」が53.0%(国は3.8%)と高く、また「1級適用者」に該当者がいない(国は10.1%)ことが大きな要因と考えられる。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.6% (国からの財政支出額 15,894,699千円、支出予算の総額 44,608,622千円:平成25年度予算)		
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円を超えているが、総額に対する割合は35.6%であり、また累積欠損額もないことから給与水準は適切であると考ええる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)		
	【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考ええる。		
講ずる措置	国家公務員の給与水準等を考慮し、今後も適正な水準の維持に努める。		

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.7

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)か らの増△減
給与・報酬等支給総額 (A)	千円 10,321,661	千円 10,713,941	千円 △ 392,280 (△3.7)	千円 △ 1,339,992 (△11.5)
退職手当支給額 (B)	千円 672,896	千円 1,180,133	千円 △ 507,237 (△43.0)	千円 △ 526,329 (△43.9)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 5,452,557	千円 5,030,592	千円 421,965 (8.4)	千円 1,583,944 (40.9)
福利厚生費 (D)	千円 2,113,792	千円 2,019,729	千円 94,063 (4.7)	千円 272,276 (14.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 18,560,908	千円 18,944,397	千円 △ 383,489 (△2.0)	千円 △ 10,102 (△0.1)

注 「非常勤役員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人派遣に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「15 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①給与・報酬等支給総額及び最広義人件費について

i) 「給与・報酬等支給総額」が前年度比△3.7%になった要因

- ・昨年度に引き続き特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して本学が講じた給与減額支給措置による減額が主な要因である。

また人事院勧告の影響及び計画的な教職員の人員削減を行ったことも要因となっている。

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した給与減額支給措置に関する削減額(区分毎)

区分	役員	事務・技能	教育職種 (大学教員)	技能・労務職 種	海事職種	海技職種
特例に基づく減額 (千円)	9,507	168,782	436,875	935	3,914	2,947

区分	教育職種 (附属高等教員)	教育職種 (附属義務教育学校 教員)	その他職種
特例に基づく減額 (千円)	5,920	10,954	671

ii) 「最広義人件費」が前年度比△2.0%になった要因

- ・給与・報酬等及び下記要因による退職手当等支給額の減額が、主な要因である。

②「退職手当支給額」が前年度比△43.0%になった要因

- ・大学教員の定年延長に伴い、定年退職者が大幅に減ったことが主な要因である。また、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、支給水準の引き下げを実施していることも要因となっている。
- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)による退職手当の削減額
事務・技術:33,358千円 医療職種(病院看護師):13,748千円
教育職種(大学教員):12,838千円 その他:3,069千円

③「非常勤役職員等給与」欄に含まれる役職員の削減額

- ・給与・報酬等の支給水準引き下げ関係 48,473千円
- ・退職手当の支給水準引き下げ関係 1,160千円

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。